

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	企業誘致促進事業	会計名称	一般会計		担当課	経済雇用戦略課		
		予算科目	7 款 1 項 3 目	事業番号	3190	所属長名	大谷基文	
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	伊予岡一幸	
法令根拠等	伊予市企業立地促進条例、（同）条例施行規則					実施期間	【開始】	平成 18 年度
総合計画での位置付け	産業振興都市の創造						【終了】	平成 年度（予定） ■ 設定なし
	活力ある商業・工業の振興							
総合計画における本事業の役割	伊予港埋立地等への企業誘致を図るとともに、既に立地している企業の留置対策等に努め地域経済の振興・発展を図る。							
事業の対象	一般、企業		事業の目的	伊予港埋立地等への企業誘致を図るとともに、既に立地している企業の留置対策等に努め、地域経済の振興・発展を図る。				
事業の内容（整備内容）	工業の振興における事務経費及び、県内協議会負担金。工場を立地した事業所に企業立地奨励金や雇用促進奨励金を支給する。		昨年度の課題に対する具体的な改善策	産業立地フェア等に参加し企業誘致に努める。				

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）						
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	28年度実績	29年度予定	9月末の実績	29年度実績
財源内訳	直接事業費	381	452	0	0	0	199	企業立地促進奨励金交付件数 特定工場等立地件数	件	0	0	0	0
	国庫支出金		0	0	0	0	0						
	県支出金		0	0	0	0	0						
	地方債		0	0	0	0	0						
	その他		0	0	0	0	0						
一般財源		381	452	0	0	0	199						
職員の人工（にんく）数		0.35	0.40				0.40						
1人当たりの人件費単価		8,086	8,017				8,017						
※ 直接事業費÷人件費		3,211	3,659				3,406						
主な実施主体		直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		奨励金							
向こう5年間の直接事業費の推移 （千円）						30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	5年間の合計		
						386	5,543	5,543	5,543	5,543	22,558		
成果指標	指標	市内工業団地を中心とした優良企業誘致				単位	⇒	区分年度	28年度	29年度	30年度	目標	毎年度
						件		目標	0	0	1		
	指標設定の考え方	市内における企業立地事業者（申請事業所）数						実績	0	0			
								指標で表せない効果					

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)			伊予港埋立地については、県の入札等により完売した。現在他に企業誘致できる用地がないため、企業からのニーズがあれば候補地を検討する必要がある。									
事業評価	自己判定 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3	合計点が	B	事業成果・工夫した点	産業立地フェア等に参加し県外企業に伊予市をアピールし、企業誘致活動に努めた。			
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3							
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3	合計点が	B			事業の苦労した点・課題	伊予港埋立地が完売し、市内における企業誘致できる用地がなくなったため、今後は愛媛県と連携し県外企業の情報収集を実施し、企業誘致活動を展開していく。	
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進につなげっていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	3	合計点が	B	事業の方向性				
			コスト効率	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3							
		一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3	合計点が			B	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する (判断の理由) 企業を誘致し、安定した雇用創出に結びつけるため、事業継続が必要と判断する。
				社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
				市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3						
	有効性		事業の効果	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3	合計点が	B	所属長の課題認識	県有地であった伊予港埋立地が入札により完売したため、企業誘致に係る大規模な用地がなくなったが、今後は、既存企業の留置も含め、市内外の企業の情報収集と伊予市の情報発信に勤めていく必要がある。			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進につなげっていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が						
	効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	3	合計点が	B	所属長の課題認識					
		コスト効率	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D							
		市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3								

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
			人口減少を食い止め、経済・雇用促進を図るために工業団地造成が必要可否の判断をする必要がある。そのため関係機関と協力して調査を進められたい。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営 最終者 判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	二次判定の内容を踏まえ見直すこと。
	☐	現状のまま継続する。	
	☒	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	